

海外情報

インドネシアの税務行政と現在の取組

国税庁国際業務課（長期出張）

今 井 静一郎

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、ジャカルタに派遣されている職員が、インドネシアの税務行政の概要やその他インドネシア税務当局における最近の取組をまとめたものである。

なお、本稿の内容は、2023年（令和5年）2月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（税大ジャーナル編集部）

キーワード：インドネシア、税務行政、取組、改革、ICT

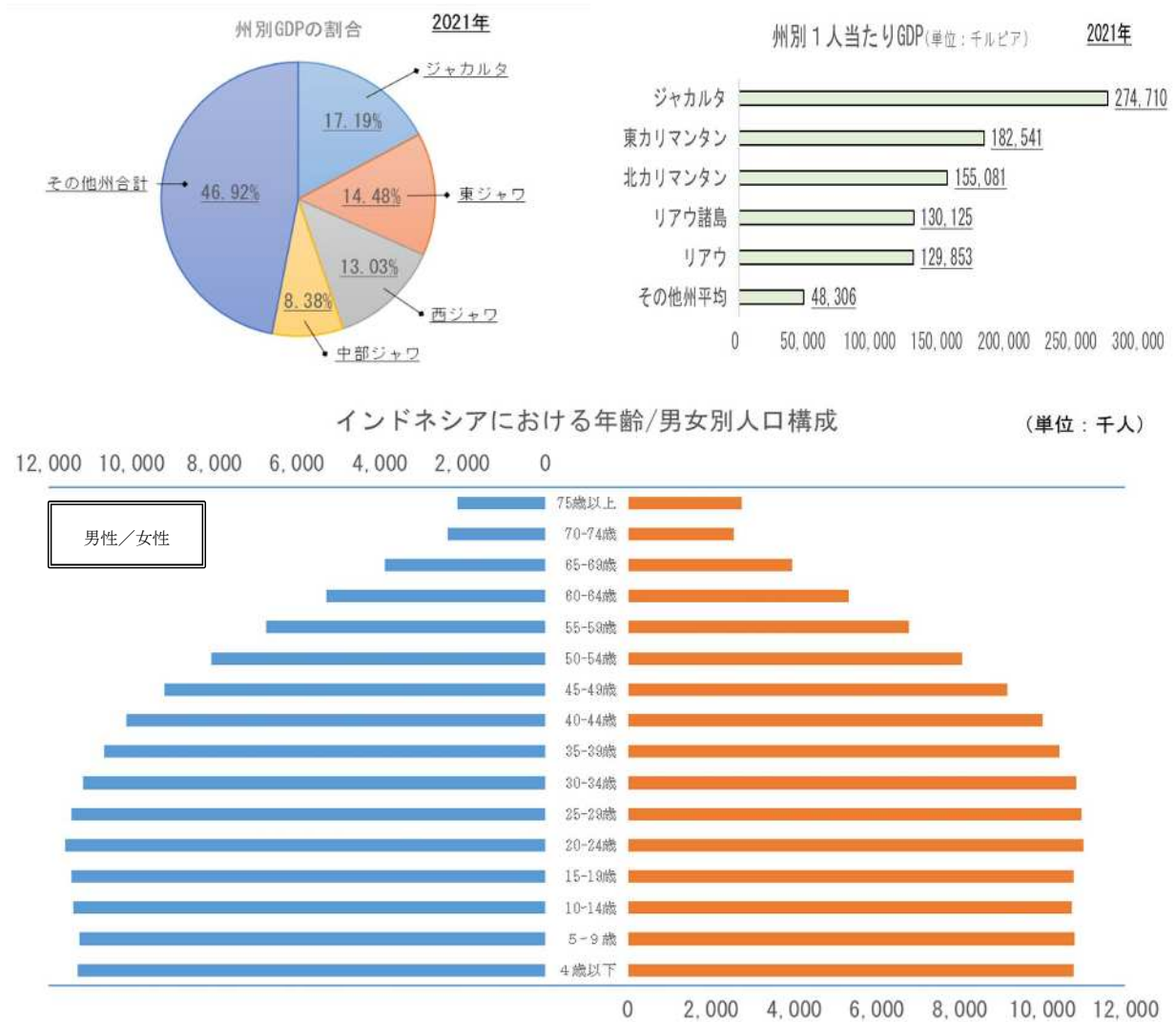
本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次	
I	はじめに2
II	インドネシア税務当局と税務調査等の概要3
1	組織機構3
2	職員の概要4
3	税務調査5
4	納税者の権利救済6
III	インドネシアにおける昨今の税収と税務行政改革7
1	税収の推移及び内訳7
2	税務行政改革8
IV	ICT 技術を用いた税務行政 12
1	電子申告・納税ツール 12
2	CRM に基づく納税者管理システム 13
3	3C 施策 14
4	ソーシャルメディアを用いた広報活動 15
V	終わりに 15

I はじめに

インドネシア共和国は東南アジアに所在する東西約 5,000 キロメートル、大小合わせて 17,000 以上の島々から成り立つ島嶼国家であり、人口 2 億 7 千万人超、300 以上の異なる民族を擁している。現在の首都はジャワ島西部に位置するジャカルタであるが、2024 年から段階的に、ジャカルタからヌサンタラ（カリマンタン島）へ首都及びその機能に移転する予定である。インドネシアはイスラム教徒が国民の約 87% 以上を占めると言われる世界第 1 位のイスラム教徒を擁する国であるものの、憲法前文においてキリスト教、ヒンドゥー教、仏教及び儒教の信仰も認められており、また、交易によって栄えた歴史や 3% 前後の国民が中国にルーツを持っている等の背

景から、社会的に広く多様性が認められている。インドネシア経済は、日本を含む旺盛な海外投資に後押しされ、車両等の製造業を中心に発展し、1997 年に発生したアジア通貨危機において深刻な打撃を被ったものの、その後は毎年 5% 前後の堅調な GDP 成長を見せ、2021 年における GDP ではメキシコに次ぐ約 1,186,000 百万米ドル（世界第 16 位）を記録している^①。下の図^②に示すように、地域的な経済的不均衡が課題ではあるようにも見受けられるが、経済発展に理想的な人口及び年齢構成^③、更に石炭、石油、天然ガスといった豊富な天然資源の存在も相まって、今後の更なる経済成長が期待されているところであり、インドネシア政府も 2045 年の先進国入りに向けて様々な政策に取り組んでいる。



本稿は、インドネシアの税務行政の概要、その他インドネシア税務当局における最近の取組をまとめたものである。なお、本稿で使用されているデータなどは執筆時（2023年2月）のものであり、文中における意見・コメント等は個人的な見解である。また、邦貨換算額の為替レートは、1 インドネシアルピア（以下、「ルピア」という）=0.0085 円で計算している。

II インドネシア税務当局と税務調査等の概要

1 組織機構

インドネシア国税総局（Direktorat Jenderal Pajak、以下「DGT」という）は、

税務分野における政策の策定及び実行を司るインドネシア財務省内における1内部部局であり、法令⁴⁾に基づき、①税務政策の策定、②税務政策の実行、③税務手続等の策定、④税務に関する技術的助言の提供及び監督、⑤課税状況のモニタリング、評価及び報告、⑥DGTの組織運営及び⑦財務大臣に指定された他業務の実施を所掌しており、税目としては所得税、付加価値税、奢侈品販売税、土地建物税（地方税に属する部分を除く）及び印紙税を所管している。DGT本庁の機構は、国税総局長を頂点とし、特定の施策を支援する審議官4名のほか、次の表に示すとおり、15の内部部局で構成され、それぞれの事務を所掌している。

部 局	所 掌
Sekretariat Direktorat Jenderal	総合調整・総務・人事・会計
Direktorat Peraturan Perpajakan I	国税通則法・付加価値税法・土地建物税法
Direktorat Peraturan Perpajakan II	所得税法
Direktorat Pemeriksaan dan Penagihan	税務調査・徴収
Direktorat Penegakan Hukum	犯則事件の指針策定及び実施
Direktorat Ekstensifikasi dan Penilaian	納税者数の拡大・土地建物評価等
Direktorat Keberatan dan Banding	異議審査・訴訟
Direktorat Potensi Kepatuhan dan Penerimaan	歳入計画・歳入管理・納税者コンプライアンス管理等
Direktorat Penyuluhan Pelayanan dan Hubungan Masyarakat	租税教育・税務相談・納税者サービス・広報
Direktorat Data dan Informasi Perpajakan	税務データ分析
Direktorat Kepatuhan Internal dan Transformasi Sumber Daya Aparatur	内部監察・政策立案・人材資源管理・人材開発
Direktorat Teknologi Informasi dan Komunikasi	情報システム開発・運用
Direktorat Transformasi Proses Bisnis	ビジネスプロセス開発
Direktorat Perpajakan Internasional	情報交換、相互協議、租税条約交渉、国際協力、国際会議等
Direktorat Intelijen Perpajakan	インテリジェント活動における情報分析、収集及び活用

本庁のほか、税務署運営に係る調整、助言及び監督を行う 34 の地方国税局（Kantor Wilayah）、各現場において納税者の管理、監督並びに税務サービス・教育を提供する 352 の税務署（Kantor Pelayanan Pajak）及び税務署の出先機関として、遠隔地において納税者管理等を実施する 204 の税務サービス・相談事務所（Kantor Pelayanan, Penyuluhan, dan Konsultasi Perpajakan）が設けられている。これに加え、局署業務を補助する機関として、申告情報等を処理する税務申告データ処理センター（PPDDP、KPDDP：ジャカルタ、ジャンビ及びマカッサル）、並びに情報サービス・苦情センター（KLIP:ジャカルタ）が設置されている。なお、税務署は国内にお

ける大規模法人等を所管する大規模納税者税務署、特定の納税者（外国人、恒久的施設及び天然資源関連法人等）を所管する特別税務署、地域的な高額納税者を所管する中規模税務署及びその他の納税者を所管する小規模税務署に分類される。

2 職員の概要

2021 年末における、DGT の職員は総計 45,382 名（男性 29,163 名、女性 16,219 名）^⑤となっている。職員はそれぞれの職務に応じ、本庁、地方国税局及び税務署において事務、税務行政の立案・実行に従事する一般職（Struktural）と税務調査、資産及び取引価格の評価、コンピュータシステム等、専門的な

職務に従事する機能職（Fungsional）職員に大別される。インドネシアの人口から換算すると、職員一人当たりの人口は約 6 千人となっており、国税庁と比して^⑥人口当たりの人的リソースが少ない現状である。

職員の採用については、大きく分けて財務省が所管する STAN（Politeknik Keuangan Negara Sekolah Tinggi Akuntansi Negara：インドネシア国立会計大学校）及び一般大学からの卒業生を採用している。近年の新規採用者については、その大部分が STAN 卒業生であり、一部の専門職採用を除き、一般大学卒業生からの採用がない年も多い。これは、情報技術の進歩に伴う業務効率の向上を鑑み

た、インドネシア財務省が推進する戦略計画^⑦に基づく職員削減施策の一環であり、DGT においては、2024 年までの間、年次での職員数の 0 又はマイナス成長が見込まれている。

給与面^⑧に係る処遇に関しては、汚職を防止する等の観点から、他の国家公務員及び雇用者平均給与額^⑨と比して非常に恵まれているものと言える。とりわけ、業績手当支給額^⑩の範囲については、財務省職員と比べても 2 倍超に設定されている等、その額は中央省庁でトップクラスとも言われている。当該事実も相まって学生が就業を希望する省庁として毎年上位に位置している。

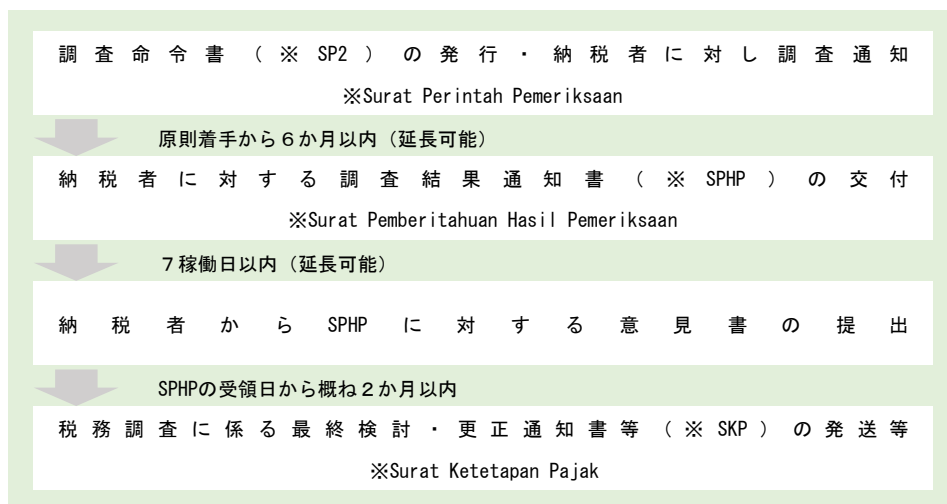
項 目	DGT職員	財務省職員	法務・人権省職員
業績手当額 (Tunjangan Kinerja)	117,375千ルピア (約998千円)	46,950千ルピア (約399千円)	33,240千ルピア (約283千円)
	～ 5,361千ルピア (約46千円)	～ 2,575千ルピア (約22千円)	～ 2,531千ルピア (約22千円)

DGT 幹部においては、修士以上の学位を有する、いわゆる高学歴者の比率が高いことが特徴として挙げられる。主たる背景として、高学歴者が相対的に昇進しやすい環境であること^⑪、日本を含む諸外国から提供されている又は自国で提供している留学プログラムが充実していることに加え、前述の環境に起因して、自己の負担においても学位を取得するため、大学等に通う職員が一定数いることが理由として考えられる。実に本庁局長級以上の 9 割を超える者が修士又は博士課程を修了

している。

3 税務調査

申告納税制度の下、税務調査については、財務大臣令^⑫に基づき、1 名の監督者（Supervisor）、チーム長（Ketua Tim）及び 1 名以上の調査官により編成されたチームによって実施され、種別としては実地調査及び署内調査に大別される。実地調査に係る一連の流れ^⑬は次のとおりである。



調査期間中に調査官から帳簿等の提出要求があった場合には、原則として1か月以内に要求された資料等を提出する必要がある、期限を超過した場合には、期限後に提出した資料は考慮されず、調査官の職権にて所得が計算される可能性が生じる。また、納税者のSPHP受領からDGTによるSKP発行までの期間中、納税者と調査官との間で調査結果の説明に係るミーティングを行う機会が設けられている。調査官が提示した調査結果の内容に同意できない場合、納税者は各地方国税局に設置された調査品質保証チームに対して調査内容に係るレビューを申請することが可能である。他方、調査品質保証チームによるレビューは、あくまでDGTによる内部レビューであることから、調査結果に変更が生じることは、後述する税務裁判所等の裁決等と比して少ない傾向にあると思料される。

国税通則法⁽¹⁴⁾に基づき、納税者が還付を目的として申告書を提出した場合には、原則DGTには調査を実施する義務が生じる。また、納税者が損失の申告書を提出した、組織再編を行った場合等のほか、提出された申告書に係るリスク分析の結果により、調査対象となる要件を充足するとしている。なお、大規模納税者税務署等がDSP3⁽¹⁵⁾を策定する際に使用する尺度に関して、2018年に次の国税総局長通達⁽¹⁶⁾が発出されている。

イ 総売上所得税率、売上総利益率及び売上高純利益率と当該業種に係る一定のベンチマークとの差が10%以上である。

ロ インドネシアと比して低課税国に所在する、特殊な関係を有する者と取引がある。

ハ 総取引額のうち、50%以上が国内グループ間取引である。

ニ 欠損金を有し、国内に所在するグループ内関連者と取引がある。

ホ 直近3年間で全税目を対象とした調査が実施されていない。

ヘ 発行した税務インボイスのうち、25%以

上の税務インボイスで、記載すべき購入者のNPWP⁽¹⁷⁾を不明(0の連番入力)としている。

2021年の年次報告書によると、法人個人合わせて41,682件の調査が実施され、法人及び個人に対する調査率(調査件数/納税者数)はそれぞれ、1.99%及び0.86%となっており、合計66.52兆ルピア(約5,654億円)が調査により徴収されている。

4 納税者の権利救済

税務調査等の処分結果に対して同意できない納税者は、①DGTに対する異議申立て、②税務裁判所への控訴及び③最高裁判所に対する上告の手続きを通して、自身の意見を主張し、審査を要請することができる。各手続きや細かな規定については、別稿に譲とするが、特に異議申立て及び税務裁判所への控訴件数は、2021年において、それぞれ22,500件及び12,319件と比較的高い傾向⁽¹⁸⁾にあり、更に税務裁判所の裁決につき、納税者の主張を認めている裁決割合が高いといった点は、特筆すべき点であると考えられる。過去5年間におけるDGTによる課税処分等を支持した裁決割合は次のとおりであり⁽¹⁹⁾、その割合は50%を下回っている状況である。

項 目	2017	2018	2019	2020	2021
DGT支持の判決割合	43.38%	43.54%	40.54%	43.10%	43.25%

一見すると、処分に不服がある場合には、税務裁判所等を通じた納税者の権利救済手段を用いることで、容易に回復が図れるように見受けられるが、敗訴した場合に生じる罰金⁽²⁰⁾や裁決までの期間等を考慮すると、そのハードルは決して低いものではないと思料される。他方、上記に依らない当事者間の紛争解決手段として、納税者からの修正要求の提出が挙げられる⁽²¹⁾。これは納税者の意図しない誤りにより生じた加算税、延滞税及び罰金等の減免をDGTに要請するというプロセスである。2021年における当該規定に基づく修

正要求の発生件数は、170,714 件であり、異議申立て等の手続と同様に広く用いられているようである。

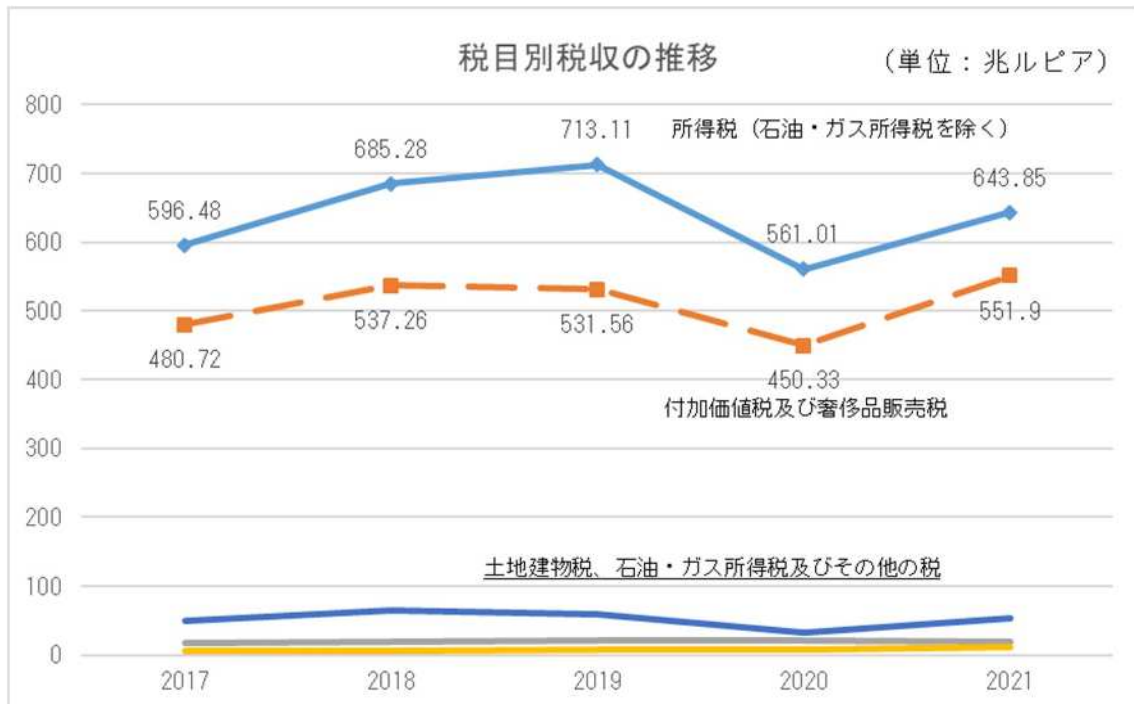
Ⅲ インドネシアにおける昨今の税収と税務行政改革

インドネシア税務行政に係る組織機構及び税務調査等の簡単な概要はこれまでに記載したとおりであるが、本章では今日のインドネ

シア税務行政の姿を形成した経緯と、現在行われている税務行政改革の主な内容について振り返ってみたいと思う。

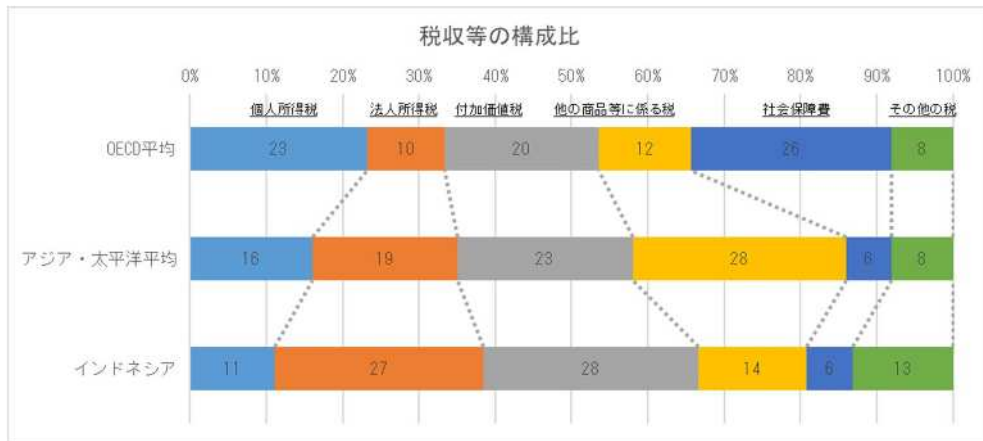
1 税収の推移及び内訳

インドネシアにおける 2017 年から 2021 年までの税収推移及び内訳は次の図⁽²²⁾のとおりである。



税収の全体的な傾向としては毎年増加傾向となっている。2020 年に新型コロナウイルスの影響による落ち込みがあったものの、2021 年においては回復基調を示しており、報道によれば、2022 年の税収も引き続いて前年比ベースで増加する見込みである。2021 年の税収外収入を含めたインドネシアの歳入全体は約 2,011.35 兆ルピア⁽²³⁾（約 17.1 兆円）であり、そのうち約 60%を所得税（石油・ガス所得税を除く）並びに付加価値税及び奢侈品販売税

で構成していることから、両税が安定的な財源確保のため、主要な役割を果たしていると考えられる。以下の図⁽²⁴⁾に掲げるように、OECD が公表した 2020 年の社会保障費を含めた税収等の構成比によれば、法人所得税及び付加価値税からの税収割合が OECD 及びアジア・太平洋地域における平均よりも高く、依存度が高い一方で、個人所得税からの税収割合は、11%と低調になっている。



個人所得税の税収割合が低調である一つの要因として、インドネシアにおける膨大な数に昇る UMKM（Usaha Mikro Kecil Menengah：零細、小・中規模事業者）に係る税務コンプライアンスの問題が考えられる。インドネシア経済において、UMKM はその年間 GDP の約 61% を構成する主要な経済主体と言われており、インドネシア政府は UMKM に対して、コロナ禍における優遇税制等を打ち出すなど重点を置いている一方で、その税務コンプライアンスについては改善の余地があるとの認識を示している。

税収額については、毎年大統領令により目標税収額が設定されている。当該目標税収額は各地方国税局や税務署に細分化され、各局署の業務達成率、すなわち業績、勤務評価に直接結び付くものであることから、職員の業務に対する大きなモチベーションの一つとなっており、またインドネシア税務行政全体の関心事項となっている。2021 年においては、インドネシア経済における新型コロナウイルスからの強い回復等を要因として、2008 年からおよそ 12 年ぶりに目標税収額を達成している。

2 税務行政改革

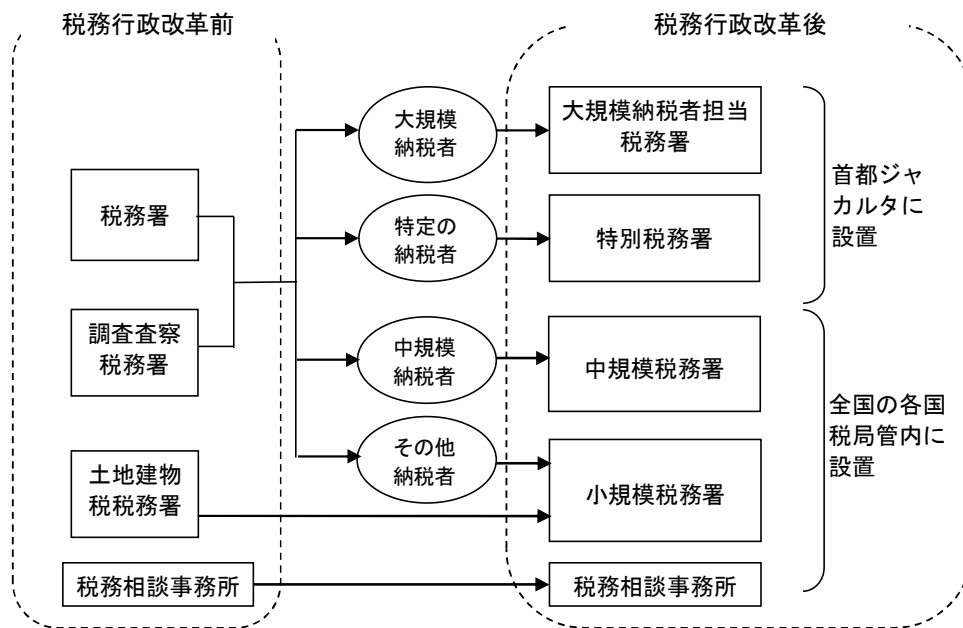
税収の最適化や納税者のコンプライアンス向上等を目的として、DGT はこれまでに数々の施策を実施し、かつ今日においても引き続いて中長期的な改革を試みている。インドネ

シア税制史上、エポックメイキングである自主申告制度の開始から、第 3 次税務行政改革までの流れ及び取組内容を次に概説したい。

(1) 自主申告制度の開始とこれまでの税務行政改革（1984-1985 年、2002-2014 年）

インドネシア政府は、1984 年から 1985 年にかけて、天然資源依存の歳入構造からの脱却及び課税ベースの拡大等を目的として、新たに国税通則法、所得税法、付加価値税法、奢侈品販売税法を施行することにより、それまでの賦課決定方式であった税務行政から現在まで続く自主申告制度への大きな転換を図った。続く 1997 年に発生したアジア通貨危機の影響を受け、インドネシア財政は急激に悪化、これを起因として安定的かつ持続的な歳入の確保を図るため、2002 年から 2008 年にかけて第 1 次税務行政改革を実施している。この改革における主たる着眼点は、税務署機構の近代化であり、それまで税目別に分かれていた事務系統を、現在の形である機能別（監視係、調査係、サービス係等）に再編成し、また、納税者の規模・性質（納税規模や外国法人等）に基づいて、監督する税務署を振り分けることにより、効率的な納税者管理を目指したものである。これに伴って、一般の税務署とは別途に機能していた土地建物税税務署及び調査査察税務署が各税務署に統合されることとなった。

〔第1次税務行政改革による税務署機構変更のイメージ〕



第1次税務行政改革の実施により、組織構造面で大きな効率化を見ることができた一方で、働く職員の質やモラル、納税者のコンプライアンス管理については未だ改善点があるとして、続く2009年から第2次税務行政改革（2009-2014年）を実施している。この改革では特に、内部業務手順の標準化（SOP）やバランススコアカードに基づいた事務計画の策定、組織パフォーマンス管理の導入といった、内部統制の強化に焦点が当てられており、これまで不安定であった業務手順や業務評価方法等について、より信頼性が置けるものへと改善が図られていった。上記いずれの税務行政改革においても、納税者の税務コンプライアンスの向上（潜在的な納税者の捕捉を含む）は常に目標の一つに掲げられており、対策の一環として、増加する納税者をサポートする Kring Pajak⁽²⁵⁾の業務開始（2008年）、潜在的な納税者を調査する Sensus Pajak⁽²⁶⁾（2011年）、納税者登録、申告及び納税に対して税務インセンティブを付与する Sunset Policy⁽²⁷⁾（2008年）や Reinventing Policy⁽²⁸⁾（2015年）といった各種施策を実施している。

（2）タックスアムネ스티（2016-2017年）

第2次税務行政改革に続いて、税務コンプライアンスの向上と国内投資促進による停滞した経済への打開を図るため、国内外にこれまでに資産を疎開し、かつ当該資産を申告していなかった者について、自主的にその資産を開示した場合には、当該申告に係る罰則等につき、様々な特典を与えるタックスアムネスティプログラムを実施している。当該プログラムは、納税者が資産を開示（申告）した時期や、その開示資産の国内還流（投資）の有無により、適用税率を異とする点で納税者の開示・国内投資意欲を促している。また、2017年から開始される CRS に基づく自動的情報交換に先立って行われたという点につき、適切な時期に実施されたものと考えられる⁽²⁹⁾。最終的な当該プログラムの実施結果として、約 50,000 人の新規納税者を含む延べ 973,000 人⁽³⁰⁾が当該プログラムに参加し、国内外合わせて 4,800 兆ルピア超（約 40.8 兆円）の資産が申告される等、世界で最も成功したタックスアムネスティとの評価がある一方で、申告された国外資産に係るインドネシア送還額は約 147 兆ルピア（約 1.2 兆円）と、目標値である 1,000 兆ルピアに届かなかった

一面も見られている。

(3) 第3次税務行政改革（2017年-）

これまでの税務行政改革及びタックスアムネ스티等を実施した結果、納税者数及び税収は飛躍的に増加、2002年における納税者数が約260万だったのに対し、2016年末には12倍を超える約3,330万まで到達、税収は同期間で6倍超を数えた。一方で、増大する職員数やICTを用いた効率的な組織運営といった次なる課題解決のため、5つの柱、すなわち①地域特性に適した組織体制、②人的資源の強化、③安定的、かつ正確な情報システムの構築、④情報技術に基づく効率的で簡素な業務プロセス及び⑤課税ベースの拡大と法的確実性を担保する税制の確立を目的として、2017年より第3次税務行政改革が実施されている。以下において、当該改革の主たる部分を紹介したい。

イ 自主的開示プログラム（第2次タックスアムネスティ）

2021年10月に、持続可能な経済成長の促進、公正で法的確実性のある税制度及び納税者の自発的コンプライアンス向上等を目的として、国税規則調和法⁽³¹⁾（Harmonisasi

Peraturan Perpajakan）が国会を通過し、同月29日より施行された。当該法令により、NPWP（納税者番号）とNIK（国民基礎番号）の段階的統合、徴収共助規定の新設、最高個人所得税率の引上げ、現物支給に対する給与課税、VAT税率の引上げ等を含めた各種税法に係る横断的な改正が規定された。当該法令の枠組みにおいて、先述のCRS情報並びにILAP情報⁽³²⁾の充実を背景に、2022年1月から同年6月までを期間として、自主的開示プログラム（第2次タックスアムネスティ）が実施されている。当該プログラムは2016年のタックスアムネスティ参加者で、同プログラムにおいて未申告であった資産を更に開示した者につき、適用税率に優遇措置が採られている点で特徴的であると言える。最終的に、約308,000人（延べ数）が当該プログラムに参加し、594.82兆ルピア（約5.1兆円）の資産が申告されている。また、申告された主な国外資産（国内還流資産を含む）の所在地は、以下の表⁽³³⁾のとおりであり、シンガポールにおける未申告資産の割合が、圧倒的に多額となっている。

No.	国名	申告者数	資産評価額	所得税額
1	シンガポール	7,997	Rp56兆9,601億 (約4,842億円)	Rp7兆2,951億 (約620億円)
2	英領ヴァージン諸島	50	Rp4兆9,774億 (約423億円)	Rp6,019億 (約51億円)
3	香港	432	Rp3兆5,808億 (約304億円)	Rp4,407億 (約37億円)
4	オーストラリア	1,154	Rp2兆7,663億 (約235億円)	Rp3,721億 (約32億円)
5	中国	332	Rp1兆5,124億 (約129億円)	Rp1,806億 (約15億円)

ロ 官僚機構の簡素化と機能職の活用

2019年10月に実施された、2期目となるジョコ・ウィドド大統領の就任演説において、

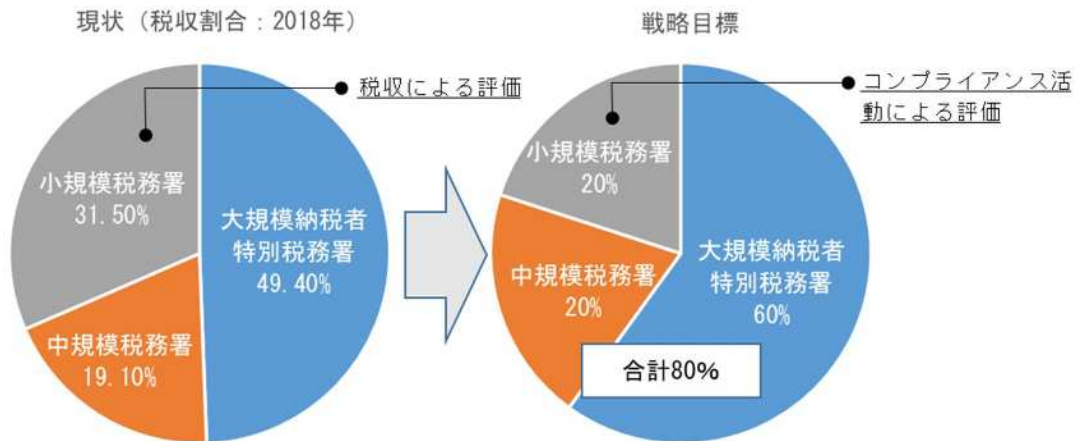
今後優先して取り組むべき課題の一つとして、官僚機構の簡素化が挙げられた。これまで垂直的に5段階に分かれていた官僚機構

(Eselon) を、例外を除き 2 段階に縮小し、多数の職員を官僚機構に属する一般職から機能職に転換することにより、機敏、かつ弾力的な組織運営並びに慢性的な管理職ポスト不足からの脱却を目指したものである。これを受けて、DGT においては、2021 年に機能職として、納税者に対し税務サービス、相談、広報等を提供する税務（アシスタント）インストラクター（Penyuluh Pajak）を新設し、約 2,300 人の一般職員を当該職務に異動させることにより、弾力的な組織運営と納税者コンプライアンス向上の促進を図っている。また、これと並行して、これまで各税務署に別個に存在していた調査係、徴収係及び納税者拡大・相談係を一つに統合することにより、組織の簡素化を実現している。

ハ 税務署種別による主たる業務の変更

従来、税務署種別間による主な業務目標の違いは、小規模税務署のみが実施する納税者拡大事務を除き、目標徴収税額が各々の税務

署によって異なるという点のみであった。DGT が新たに公表した 2020-2024 年の戦略的計画⁽³⁴⁾ (Strategic Plan) によれば、税収額の 75-85% を占める大規模法人及び地域的な高額納税者等については、大規模納税者税務署、特別税務署及び中規模税務署が引き続き所管し、主な業務目標を従来どおり、税収額の確保に置く一方で、小規模税務署においては、地域的な納税者のコンプライアンス確保に対して重点を置き、現金取引や、未だ捕捉されていないネット取引等、現地における課税情報の収集・強化を主たる業務の一つとして規定している。また、これに伴って、税務署の機構再編も行われ、18 の小規模税務署が新たに中規模税務署として改編され、その主要目標を税収確保に置くこととなった。なお、同戦略的計画では、以下のとおり税収割合及び小規模税務署に係る主たる評価基準を変更するよう目標を掲げている。



ニ DIP 及び TIK の新設

DGT はデータ由来の組織作りの一環として、2019 年 7 月、新たに DIP (Direktorat Data dan Informasi Perpajakan : 税務データ情報局) 及び TIK (Direktorat Teknologi Informasi dan Komunikasi : 情報通信技術局) を設置した。これは、既存の重複した機能を有するユニットを統合し、散逸しているデータを所定の部署に集約することにより、また、

情報技術及びデータ管理に係る職務の所在を明確にすることで、業務の合理化を図ったものである。DIP はデータガバナンスやマネージメントを始め、後述するリスク分析並びに CRM (コンプライアンス・リスクマネージメント) アプリケーション及び BI (ビジネス・インテリジェンス) の開発も行っている。他方、TIK は全般的なシステムの開発や稼働安定性の確保及び保守・運営といった基盤的な

業務を主なものとしている。

ホ コアタックスシステムの開発

これまで別個に開発・運用され、陳腐化しつつあった税務行政運営に係るシステム及びアプリケーションを一新・融合することで、税務行政の効率化及び納税者のコンプライアンス向上に伴う税収の拡大を図るべく、現在 DGT において新たに、包括的な税務管理システム (Sistem Inti Administrasi Perpajakan: コアタックスシステム) の開発が 2024 年のリリースを目標に進められている。大統領令⁽³⁵⁾に基づいた当該施策は、最重要施策の一部と位置付けられており、業務プロセスの自動化やリアルタイムデータの利用が検討されているとのことであるが、具体的な機能の詳細については未だ発表されていない。

IV ICT 技術を用いた税務行政

DIP 及び TIK の新設やコアタックスシステムの開発に見られるように、DGT は近年急速に発達した ICT 技術を用いることで、税務行政全般における事務効率及び納税者に対するサービス・利便性の向上を推進している。現在までに行っている主な取組として、電子申告・納税ツールの提供、CRM に基づく納税者管理システムの開発、オンラインに主軸を置いた 3C 施策及びソーシャルメディアを用いた広報活動の実施が挙げられる。

1 電子申告・納税ツール

(1) e-Filing, e-Form

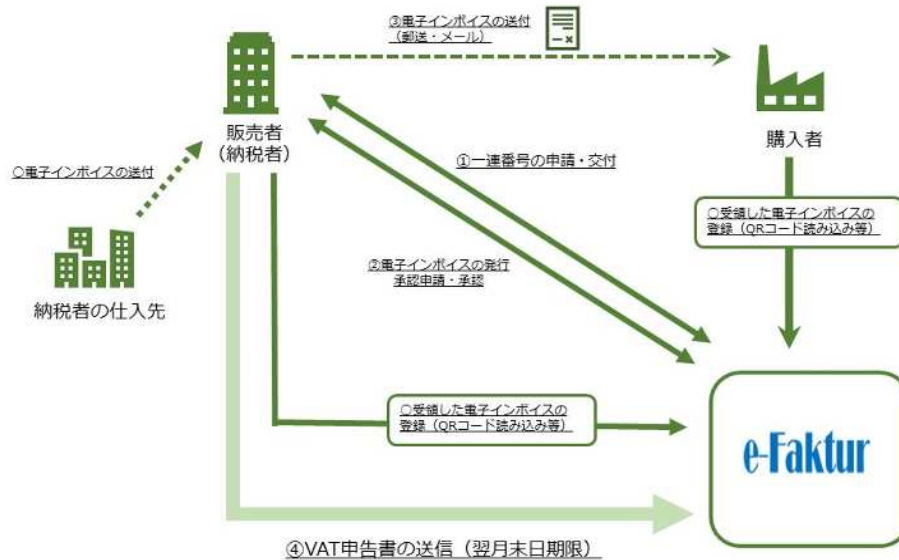
各種申告については、各国の税務行政と同様、DGT も電子申告の普及に取り組んでおり、電子申告を行うためのツールを提供し、かつ一部の法人等について電子申告の利用を義務化している。現在、所得税の電子申告を行う上で最も使用されているツールが e-Filing で

あり、DGT の公式ウェブサイトログインした上で、申告書の作成・送信をブラウザ上で行うことで電子申告が完了する。他方、e-Filing はブラウザ上で申告書の作成を行うため、申告の作成から送信までの間、オンライン状態を維持しておく必要が生じていた。この問題に対処すべく、DGT は 2021 年 3 月、新たに e-Form (PDF) をリリースしている。当該アプリケーションは Adobe Reader があれば利用可能という点で利便性が高く、申告書の作成はオフラインで行うことができる等の観点から、今後の更なる普及が期待されている。なお、DGT における電子申告の利用状況は次表⁽³⁶⁾のとおりであり、高い電子申告利用率を示している。

項 目	電子申告			書面提出	合計
	e-Filing	e-Form	e-SPT		
2021	18,375,701	1,146,654	1,184,381	1,496,754	22,203,490
構成比	82.76%	5.16%	5.33%	6.74%	100.00%

(2) e-Faktur

付加価値税の申告を行うにあたっては、2016 年 7 月以降、原則 e-Faktur アプリケーションを使用して電子インボイスを作成し、その申告を行うよう義務付けられている。電子インボイスの発行に必要な一連番号を DGT が管理することにより、また、インボイスを発行できる課税事業者を当該アプリケーションで管理することにより、インボイスの 2 重発行や偽造並びに関連する不正利用を防止している。また、電子インボイス義務化以前のインボイスについては、発行者の入力・フォーマット誤りによる仮払税額の否認や紙ベースで発行されたインボイスの管理負担といった事象が生じていたが、電子インボイス作成を義務化することにより、これらの課題を大幅に改善させている。電子インボイス作成及び付加価値税の申告までの流れは、次のとおりである。



(3) Kode-Billing

納税については、**Kode-Billing** を利用した方法に集約されている。これは申告した所得税等の納付につき、事前に **Kode-Billing** (納付目的コード) を作成し、当該コードを利用して納付を行うというものである。**Kode-Billing** は、DGT の公式ウェブサイトはもちろん、インターネットバンキングサービス、**Kring Pajak** への電話照会、税務署・銀行窓口や一部の銀行 ATM でも作成可能である。なお、インドネシアにおける納税環境の一つの特徴として、財務大臣令⁽³⁷⁾ により納税に係る支払手段 (現金、デビットカード、クレジットカード等) や協力機関 (**Collecting Agent**: 銀行、郵便局、法人等) は定められているものの、納税を行うに際しての具体的な納税チャネルについてはそれぞれの協力機関が提供することとされており、最近では **Tokopedia** といった通販サイト上において、電子マネー (**GoPay**) を用いて納付することも可能となっている。なお、税務署窓口において現金領収は行っていない。

(4) e-Meterai

インドネシアは日本と同様に、一定の要件を具備した契約書・文書に対して、印紙税を課税しており、2021 年にはそれまで 2 段階であった印紙税率を、1 万ルピア (約 85 円) の単一税率にすると共に、**e-Meterai** (電子印紙) の導入を発表している。デジタル経済の加速に併せて増加する電子契約書等に対応する施策の一つであり、印紙税が課される電子契約書等(PDF 形式)につき、インドネシア造幣公社が運営する公式サイトにおいて、電子印紙購入後、当該文書をアップロード・印紙貼付することにより、印紙税の納付が完了するというものである。

2 CRMに基づく納税者管理システム⁽³⁸⁾

情報技術の進歩に伴う職員数の削減や納税者管理の効率化を促進するため、ICT 技術は昨今、納税者の CRM 分野にも用いられており、DGT は 2019 年から段階的に次のアプリケーションを組織内部向けにリリースし、各税務署が所管する納税者コンプライアンスの管理に用いている。

名 称	機 能
CRM Ekstensifikasi (課税ベース拡大機能)	納税者としての要件が充足しているにも拘らず、納税者番号を有していない者の優先リスト作成
CRM Edukasi Perpajakan (租税教育機能)	租税教育を行うべき納税者の優先リストを作成
CRM Pemeriksaan dan Pengawasan (モニタリング・調査機能)	調査、モニタリング対象となる納税者の優先リストを作成
CRM Penagihan (債権管理機能)	徴収対象者の優先リストを作成

それぞれの機能は、基本的に①納税者のコンプライアンス不遵守傾向(これまでの申告・納税の有無、適時性、申告の正確性等)と、②当該納税者が担う納税義務が履行されなかった場合の影響を勘案して、リストに係る

優先順位を付しているようである。また、それぞれの機能を補助するツールとして、DGTではBIを活用した、次の2つのシステムを併せてリリースしている。

名 称	機 能
Ability To Pay	納税者の4C (Capacity, Capital, Character, Condition) 情報を基に担税力を図るツール
SmartWeb	納税者和其他者との資本・取引関係を紐付け・分析し、現在・予測される取引関係を表示するツール

報道によれば、納税者管理に係る上記BIツールのほか、他の機関(インドネシア銀行、中央統計庁、金融サービス庁)から提供されたマクロ経済情報データを分析し、歳入政策の決定に用いるBI Penerimaan、1つの税務署で管理する最適な納税者数を導くBI Organisasi、職員の能力や税務署が管理する納税者の性質等に照らして、当該税務署における最適な職員配置を提案するBI SDM及び産業の成熟度に適した法令策定を補助するBI Regulasiを現在開発中とのことである。コンピュータシステムに携わる機能職職員の存在が、このような迅速なアプリケーション等の開発に大きく寄与していると筆者は考えている。

以上のように、DGTは限られた職員数の下、効率的な納税者管理・業務遂行に資するため、ICTを利用したシステムの開発に力を注いでいる。

3 3C 施策

納税者に対するサービス提供の方法も近年

大きく変化している。2019年から始まった3C施策(クリック・コール・カウンター)により、税務申請等については、始めにクリック(ウェブサイト、アプリケーション)を通じて、次にKring Pajakへのコール(電話、チャット)、そして最終的な手段として、カウンター(税務署)において対応できるよう整備が進められている。将来的に、現在140程度存在する全ての税務手続等について、オンライン等(電話、チャットを含む)にて完結できることを目標としている。これに併せてウェブサイト等のコンテンツやアプリケーションの充実が図られると共に、バックオフィスであるKring Pajakにおいて、納税者情報の変更事務等を取り扱うことができるよう、その権限が拡張されている。なお、Kring Pajakへの相談については、電話やメール、ウェブサイトに設置されているオンラインチャット並びにTwitterといった幅広い窓口が用意されている。

4 ソーシャルメディアを用いた広報活動

ソーシャルメディアを用いた広報活動については、特に若い世代をターゲットに Facebook や YouTube、Twitter、Instagram 等を通じて実施されており、高い SNS 利用率を誇るインドネシアにおいて、中長期的なコンプライアンス向上に資するものとして期待されている。新たにリリースされた納税者向けアプリケーションの使用方法を解説する動画が、YouTube や Facebook 等各メディアでアップロードされており、その内容も大変充実しているとの印象を受ける。また、オンライン形式でのセミナーも各税務署単位で頻繁に実施されている。2021 年における、これらソーシャルメディアを通じた広報活動に係る詳細は次表⁽³⁹⁾のとおりである。

チャネル	2021		2020	
	コンテンツ	フォロワー数	コンテンツ	フォロワー数
Facebook	482	246,821	443	235,652
YouTube	59	66,151	70	34,188
Twitter	3,005	209,656	3,944	169,317
Instagram	339	278,080	293	222,202
TikTok	61	43,814	-	-
Linkedin	118	17,256	-	-

V 終わりに

本稿では、極力細かな法律の規定には敢えて触れずに、インドネシア税務行政の外観とこれまでの取組を記載させて頂いた。これはひとえに筆者自身がインドネシア税務行政がどのように成り立ち、また、現在どのような取組を行っているかを自身で整理したかったことに起因している。執筆を始めて改めて思うことではあるが、DGT が実施する各種施策は国税庁にとっても、非常に参考になる点が多いとの印象をうける。特に、少ない人的リソースを上手く活用するため、ICT 技術を積極的に活用していこうとする姿勢及びその速さには目を見張るものがある。

ところで、ジャカルタの世界一ともいわれる渋滞を生み出している車やオートバイはそのほとんどが日本製であり、また、車両に限

らず、日本製と言えば丈夫で長持ちといった印象を持っている人が多いと感じる。日本のアニメ・漫画文化の強い影響もあり、街中には日本語で記載されたシャツや小物を持ち歩く若者が多いことはもちろん、当局職員からアニメの話を持ち掛けられることには驚きのほか、日本文化に興味を持って貰えることについて非常に嬉しく思う。これもひとえに日本・インドネシア両国で汗を流してきた先人の方々のお陰だと切に感じている。

税は国家を運営・発展させていく上で不可欠なものであることは周知の事実であり、適切な課税・徴収、良質な納税者へのサービス提供のため、両国がこれまで以上に協力し合って、より良いものを築いていければこれほど望ましいものはない。その協力関係を円滑に築く上でも、インドネシアの方々が分野を問わず、日本という国に関心を持ってもらうことが非常に重要なことだと感じる。

首都移転が始まるまで、残りわずかではあるが、ヌサンタラにおいてもジャカルタと同様の風景、日本に対する印象を聞けることを祈って、また、DGT からの多大なる協力と支援に切なる感謝を表して本稿を了したい。

- (1) <https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.MKTP.CD> (令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧)。
- (2) 中央統計庁 “Statistik Indonesia 2022” 698 頁、700 頁に基づき作成。
- (3) 中央統計庁 “Statistik Indonesia 2022” 91 頁に基づき作成。
- (4) NOMOR 118/PMK.01/2021.
- (5) DGT “Laporan Tahunan DJP 2021” P.214.
- (6) 一人当たりの職員に対する人口は約 2,200 人。
- (7) NOMOR 581/KMK.01/2020.
- (8) 国家公務員庁 “Panduan Penghasilan PNS Update Agustus 2022” : 主たる月額給与は基本給 (Gaji Pokok)、業績手当 (Tunjangan Kinerja)、役職手当 (Tunjangan Jabatan) 及びその他の手当で構成されており、職務評価に連動する業績手当の額が相対的に高くなっている。
- (9) 中央統計庁 “Statistik Indonesia 2022” P.121 : 2021 年ジャカルタ特別州における、月額雇用者平均給与額は約 4,030 千ルピア (約 34,255 円) である。
- (10) 大統領令に基づき、省庁別に決定される。
- (11) 学位を取得することにより、昇進に通常必要な勤務年数に拘わらず、より上位の階級に昇進できる機会が設けられている。
- (12) NOMOR 17/PMK.03/2013.
- (13) NOMOR 184/PMK.03/2015.
- (14) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 28 TAHUN 2007 Pasal 17B.
- (15) 正式名称を Daftar Sasaran Prioritas Penggalan Potensi と言い、税務調査や監督の対象となり得る者を記載したリスト。
- (16) NOMOR SE-15/PJ/2018.
- (17) 税務署が付番する納税者番号であり、付加価値税の課税事業者は、当該番号を取得していない者に対して電子インボイスを発行する場合、一定の条件の下、0 を入力することができる。
- (18) 令和 3 年度における、国税庁の再調査の請求及び審査請求発生件数は、それぞれ 1,119 及び 2,482 件である。
- (19) DGT “Laporan Tahunan DJP 2017” から DGT “Laporan Tahunan DJP 2021” (2017 年から 2021 年までの DGT 年次報告書) 記載情報に基づき作成。
- (20) 敗訴した場合等については、未納税額の 60% が罰金として追徴される。
- (21) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 28 TAHUN 2007 Pasal 36.
- (22) DGT “Laporan Tahunan DJP 2021” 190 頁に基づき作成。
- (23) インドネシア財務省 “LAPORAN KEUANGAN PEMERINTAH PUSAT TAHUN 2021 MEI 2022” (https://djpb.kemenkeu.go.id/portal/images/file_artikel/file_pdf/lkpp/LKPP_audited_2021_.pdf) (令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧)。
- (24) <https://www.oecd.org/tax/tax-policy/revenue-statistics-asia-and-pacific-indonesia.pdf> (令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧) に基づき作成。
- (25) KLIP の一部を構成するユニットであり、納税者への催告及び納税者からの相談・苦情窓口となっている。
- (26) 課税ベース拡大政策の一つであり、2012 年未だにかけて、税務職員等がショッピングモール・居住地・法人事業所等に臨場し、納税者番号の取得の有無、申告書の提出の有無、納税者の概算年収等を聴取し、納税者番号の新規取得、申告書の提出等を勧奨する施策。
- (27) 個人が自主的に納税者番号を取得し過去の申告を行った場合や、既に納税者番号を有する個人や法人が過去の申告内容を自主的に増額修正した場合に、延滞税や税務調査を免除するというもの。
- (28) 過年度に係る修正申告や納付遅延に対して、罰金や延滞税を軽減、免除するというもの。
- (29) <https://www.oecd.org/ctp/exchange-of-tax-information/Voluntary-Disclosure-Programmes-2015.pdf> (令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧) を参考。
- (30) DGT “Cerita di Balik Reformasi Perpajakan” P.34 (<http://www.pajak.go.id/sites/default/files/2021-07/Buku%20Reformasi%20Perpajakan%20Web.pdf>) (令和 5 年 2 月 28 日最終閲覧)。
- (31) UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA

NOMOR 7 TAHUN 2021.

⁽³²⁾ PP NOMOR 31 TAHUN 2012、NOMOR 228 /PMK.03/2017：他の政府機関や州政府等から定期的に提供される各種情報で、土地・建物等の資産や負債、収入・支出情報が含まれる。

⁽³³⁾ <https://www.pajak.go.id/id/siaran-pers/pps-usai-bagaimana-hasilnya>（令和5年2月28日最終閲覧）。

⁽³⁴⁾ NOMOR KEP389/PJ/2020.

⁽³⁵⁾ PERPRES NOMOR 40 TAHUN 2018.

⁽³⁶⁾ DGT “Laporan Tahunan DJP 2021” 193 頁に基づき作成。

⁽³⁷⁾ NOMOR 225 /PMK.05/2020.

⁽³⁸⁾ NOMOR SE-39/PJ/2021.

⁽³⁹⁾ DGT “Laporan Tahunan DJP 2021” 132 頁に基づき作成。